

# 「保健事業」を皆さんの健康維持・増進にお役立てください！

従業員の皆さんや会社からお預りした健康保険料をこんな事業に使います

**実施率UP** マークは、国から全国の健保組合に実施率UPを求められている事業です。ご利用のご協力をお願いします！

### 健診関係 **実施率UP**

**家族健診**  
婦人科検診がセットになったお得な扶養家族向け健診(30歳以上)  
※22年10月社会保険適用拡大により扶養終了の人は受診は9月まで。

**家族の特定健診**  
婦人科検診・人間ドック・郵送検診・歯科健診・胃がん検査補助

### 生活習慣改善 **実施率UP**

**重症化予防**

**特定保健指導 通称 メタボ保健指導**  
コロナ感染予防のため、ビデオ面談、チャット方式が増えています。

**重症化予防プログラム**  
主治医の同意を得て、ご自身に合った生活習慣改善に取り組みます。専門スタッフ(委託先)による丁寧な指導が特長(本人負担なし)。ICT方式もあります。

**禁煙サポート**  
「禁煙応援団」

### 広報事業

**健保ニュース「Fine」・ホームページ**

### 健康啓発 健康増進

**kencom (ケンコム)**  
kencomはスマホアプリで利用者登録をし、自分に合った健康情報や、健康づくりに取り組んでポイントをゲット！

スポーツクラブ等(WELBOX提携先)・ジェネリック差額通知

### 病気の予防・安心

**家庭常備薬あっせん**  
年2回、ムラタ健保の補助が適用されたお求めやすい価格です。送料無料の条件を計4,000円以上→計3,000円以上に引き下げご利用しやすくなりました！

**救急箱**

小児科オンライン・インフルエンザ予防接種・高齢者健康相談サポート事業

各種詳細はホームページでご覧いただけます



<http://www.murat-kenpo.or.jp/>

## スマホで小児科医に無料相談 小児科オンライン

平日 18~22時

使いたいときに慌てないために・・・  
**まずは会員登録を！**

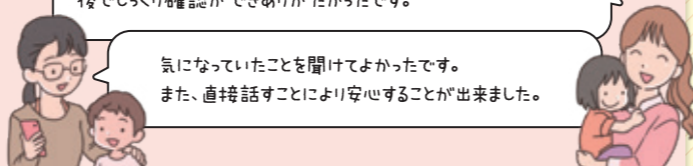
QRコードをお読み取りいただくか下記のURLにアクセスしてください  
<https://syounika.jp/lp/kenpo/murata>



### 利用者アンケート 利用者の声

アドバイスいただいたことを後でLINEのメッセージでも送ってくださり、後でじっくり確認ができありがたかったです。

気になっていたことを聞いてよかったです。また、直接話すことにより安心することが出来ました。



- ①本サービスは、医学・医療に関する情報を提供するもので、医師による診療行為、又はこれに準ずる行為の提供を行うものではありません。
- ②本サービスにおける医師による回答が治療行為(具体的な確定診断を下し、治療方法を指示すること)ではないことを十分に認識した上で自己の責任において本サービスをご利用ください。
- ③本サービスに基づく情報を根拠にした確定的判断を行うことなく、必ず自身の判断に基づき、必要に応じて適宜医療機関の受診などをお願いいたします。
- ④本サービスに基づき提供される情報は、電話やテレビ電話やテキストメッセージを通じた限られた情報に基づくものであって、あくまでも利用者の判断の参考とするためのものであることを十分に理解し、必要に応じて適宜医療機関の受診などをお願いいたします。

「小児科オンライン」は株式会社赤ちゃんとママ社が株式会社KidsPublicと連携運営する医療相談サービスです。



## 法改正のお知らせ

### 1 2022年1月から傷病手当金制度が見直しされました

傷病手当金の支給期間が、支給開始日から「通算して1年6か月」になります。傷病手当金の支給期間の通算化に伴い、ムラタ健保の傷病手当金付加金(標準報酬日額+10%部分)についても通算化されます。(令和2年7月2日以降に傷病手当金が支給開始となった方が適用となります。)  
\*詳しくは、ムラタ健保のホームページをご覧ください。



### 2 2022年1月から任意継続被保険者制度が見直しされました

これまで任意継続被保険者からの申し出によって資格喪失はできませんでしたが、申し出の資格喪失が可能となりました。なお、保険料算定方法についても改正がありましたが、当健保では算定方法の見直しはせず、今年度の標準報酬月額の上限は(令和3年度と同じ)380,000円となっています。  
\*詳しくは、ムラタ健保のホームページをご覧ください。



### 3 扶養の範囲内でお勤め・パート・アルバイトのみならず 社会保険の適用が拡大されます

社会保険の適用拡大により、下記の要件に当てはまる場合は勤務先の健康保険の被保険者として加入する事になります。その場合は、ムラタ健保の被扶養者資格はなくなる為、当健保への扶養削除手続きが必要となります。必ず被扶養者からはずす手続きをお願いします。なお、加入に該当するかはお勤め先へご確認ください。

以下の勤め先が対象です

現在	2022年10月~	2024年10月~
従業員数 501人以上 の勤め先	従業員数 101人以上 の勤め先	従業員数 51人以上 の勤め先

以下の項目すべてに該当する方が対象です

- ① 所定労働時間が週20時間以上であること
- ② 賃金の月額が88,000円以上であること
- ③ 2ヵ月を超える雇用期間が見込まれること
- ④ 学生でないこと

### 4 育児休業中の保険料免除が変更されます

2022年10月から短期の育児休業の取得に対応して、月内に2週間以上の育児休業を取得した場合には、当該月の保険料を免除することになります。(下図)また、賞与に係る保険料については1ヵ月を超える育児休業取得者に限り、免除の対象となります。

これまで	2022年10月から
<p>育児中の保険料免除については、月末時点で育休を取得している場合に、当月の保険料が免除されました。</p> <p><b>長期間の育休</b> 1月 2月 3月 4月 5月 6月 免除 免除 免除 免除 育休期間</p> <p><b>短期間の育休</b> 1月 2月 ケース① 免除 育休期間 ケース② 免除なし 育休期間▶2週間以上</p>	<p>従来の仕組みに加えて、その月中に2週間以上育休を取得した場合には、その月の保険料が免除されるようになります。</p> <p><b>長期間の育休</b> 1月 2月 3月 4月 5月 6月 免除 免除 免除 免除 育休期間</p> <p><b>短期間の育休</b> 1月 2月 ケース① 免除 育休期間 ケース② 免除 育休期間▶2週間以上</p>